

タルモ拒絶サレ不得要領程ニ退去セリ
(4) 宣傳ビラ配布

本月十四日工場附近各戸ニ別記(字)一「町内諸民
ニ訴フ」ト題スル宣傳印刷物ヲ配布シテ「氣勞ヲ傷
ム」ルモ格別ノ影響ヲ認メズ

右及由(通)報候也

別記

解 備 通 知

就業規則第四十八條ニヨリ解備ス
進ラ新就業規則ニヨリ入社希望ノ者ハ詮議ノ上採用スルト可有之年功心俸
及退職手當金ニ就テハ従前ノ對務年数ヲ通算可致候
昭和三年十二月十三日

貸金支拂通知

貴殿ノ本月分 貸金御支拂可致候同末ル十五日午後三時ヨリ四
時迄ノ間ニ御自身ニテ會社へ御出頭相成度此致得 貴意候
昭和三年十二月十三日

町内諸氏に訴ふ

争議経過及原因

十二月十日以來御近所を御驗サセ致して諒に申訳ナキ次第で御座居ます
私共キレ一紙堀内製絲株式会社の従業員百名毎日給最低壹円參拾錢最
高一山五十錢止りで才この薄給で妻子を抱へ物價高價な今日何下越年する
事が出来ませう其処で私達は労働組合を組織して生活の向上を計るべく加入致しま